

8 特殊勤務手当の内容

職種	項目	手当名称	内容(支給基準等)	平成17年度(前年度決算見込)			平成18年度(本年度決算見込)			備考(廃止予定等) (見直しのある場合、時期、その内容、影響額等を可能な限り詳細に記入すること)
				決算額	年度末現在	1人1月当たり	決算額	年度末現在	1人1月当たり	
				(千円)	支給対象人数(人)	支給金額(円)	(千円)	支給対象人数(人)	支給金額(円)	
A	B	A÷B÷12月*1000	A	B	A÷B÷12月*1000					
医師	診療従事手当		・診療手当として月額42万円以内(役職等に応じ10万円～42万円) ・救急手当として 宿日直中の診療及び呼出診療により1件500円から2500円等 ・検診手当として料金の100分の20 ・診断書作成手当として診断書手数料の100分の50等	130,909	33	330,578	132,433	34	324,591	医師確保の観点から当面見直しはしない
医療技師	救急医療待機手当		・救急医療従事のため待機を命ぜられた場合に支給 時間帯により1500円から5,900円の5区分で支給	2,932	38	6,430	2,932	38	6,430	上十三地域の2次医療圏の中核病院としての救急医療体制の確保のため当面見直ししない
	危険手当		・医療職給料表(1)の適用を受ける職員以外の者で感染症病棟や放射線科で業務に従事した場合に支給	18	2	750	18	2	750	一般会計の特殊勤務手当の見直しに合わせて見直しする(19年度実施予定)
	死体処理手当		死体処理及び死体解剖の業務に従事した場合に1体につき支給	0				0		一般会計の特殊勤務手当の見直しに合わせて見直しする(19年度実施予定)
看護師	夜間看護手当		深夜において行われる看護等の業務に従事した場合において支給 勤務時間に応じて1回2,000円から3,300円の3区分	51,032	164	25,931	51,992	164	26,419	国に準拠しているため、当面の間見直ししない
	救急医療待機手当		・救急医療従事のため待機を命ぜられた場合に支給 時間帯により1500円から5,900円の5区分で支給	4,332	13	27,769	4,332	13	27,769	上十三地域の2次医療圏の中核病院としての救急医療体制の確保のため当面見直ししない
	危険手当		・医療職給料表(1)の適用を受ける職員以外の者で感染症病棟や放射線科で業務に従事した場合に支給	528	38	1,158	528	38	1,158	一般会計の特殊勤務手当の見直しに合わせて見直しする(19年度実施予定)
	死体処理手当		死体処理及び死体解剖の業務に従事した場合に1体につき支給	504	29	1,448	504	29	1,448	一般会計の特殊勤務手当の見直しに合わせて見直しする(19年度実施予定)
	助産師業務手当		助産師の資格を有し、助産業務に従事した場合において支給する月額4400円以内	112	2	4,667	112	2	4,667	一般会計の特殊勤務手当の見直しに合わせて見直しする(19年度実施予定)
行政職	福祉業務手当		病院内における、生活保護、児童福祉、身体障害者福祉等の現業事務において支給(一般会計有)月額4,500円	54	1	4,500	54	1	4,500	一般会計の特殊勤務手当の見直しに合わせて見直しする(19年度実施予定)
	電気主任技術者手当		電気主任技術者が電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務に従事したとき支給する(一般会計有)月額4,000円	48	1	4,000	48	1	4,000	一般会計の特殊勤務手当の見直しに合わせて見直しする(19年度実施予定)
合計				190,469	-	-	192,953	-	-	